

市民の義務

【火災発見の通報】

- ・火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署または市町村長の指定した場所※1に通報しなければならない。 ※1 消防署・消防団屯所・役場等
- ・全ての人は通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

【応急消火義務者】

- ・火災が発生した時は、当該消防対象物の関係者※1等は消防隊が火災の現場に到着するまで、消火・延焼の防止・人命の救助を行わなければならない。 ※1 所有者・管理者・占有者
 - ・火災の現場附近にいる者は消火・延焼の防止・人命救助に協力しなければならない。
- ①消防対象物の所有者・管理者・占有者
 - ②火災が発生させた者
 - ③火災の発生に直接関係がある者
 - ④火災が発生した消防対象物の居住者・勤務者

【情報の提供を求めることができる者】

- ・火災の現場では、消防吏員または消防団員は、当該消防対象物の関係者※1等に、当該消防対象物の構造・救助を要する者の存否・その他消火・延焼の防止・人命救助のため必要な事項の情報の提供を求めることができる。 ※1 所有者・管理者・占有者
- ①消防対象物の所有者・管理者・占有者
 - ②火災が発生させた者
 - ③火災の発生に直接関係がある者
 - ④火災が発生した消防対象物の居住者・勤務者
 - ⑤延焼の恐れのある消防対象物の所有者・管理者・占有者・居住者・勤務者